

家の将来、空き家でお悩みの方はご相談を

現在、建物をお持ちの方へ

建物をお持ちの方は、将来の引き継ぎ方について、下記のポイントを確認しておきましょう。相続人が多数いる場合や権利関係が複雑な場合は、将来引き継ぐときに、より多くの費用や時間がかかってしまいます。

ポイント1 現在の登記の確認を行う

建物は、亡くなった方の登記名義のままのものや、未登記のものがあります。法務局で登記事項証明書などを取得し、登記名義が誰になっているか確認しておきましょう。

ポイント2 相続などについて事前に話し合っておく

相続などについて家族・親族間で事前に話し合っておきましょう（誰に引き継ぐのか、誰が管理するのか）。場合によっては、遺言書（公正証書が望ましい）の作成を検討しましょう。

ポイント3 専門家に相談する

必要に応じて、弁護士、司法書士、行政書士などの専門家に相談し、手続きを確認しておきましょう。

各種相談窓口

（※詳細は各窓口へ直接お問い合わせください。）



団体名	内容	電話番号
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会県南支部	土地・建物など不動産取引に関する相談	0282-27-9088
栃木県司法書士会	登記、相続、遺言、成年後見に関する相談	028-614-1122
栃木県弁護士会	相続、遺言、権利調整等の相談	028-689-9001
栃木県土地家屋調査士会	土地建物の登記状況、境界に関する相談	028-621-4734
一般社団法人栃木県建築士会	空き家のリフォーム、住宅診断等	028-639-3150
栃木県行政書士会	空き家、相続遺言等の書類に関する相談	028-638-0919
一般社団法人移住・住みかえ支援機構	マイホーム借上げ制度について	03-5211-0757



野木町内の空き家全般に関する
ご相談はこちらの窓口へ



野木町役場 総合政策部 政策課 移住定住促進班

☎ 0280-57-4178

✉ seisaku@town.nogi.lg.jp

空き家の適切な管理にご協力ください！

もし空き家の所有者になったら適正な管理を！

空き家とは？

年間を通して日常的に利用されていない建物のことをいいます。

放置してしまうと…
こんな危険が！

不審者に侵入されたり
ごみの不法投棄をされ
たりしてしまいます。

草木が繁茂し、近隣の
家や道路に悪影響
を及ぼします。

建物が傷み、屋根や
外壁材が落下・飛散
する危険があります。

蜂などの害虫の発生源
となります。

空き家の管理は所有者・管理者の責任です！

空き家は個人の資産であり、所有者や管理者は空き家を適切に管理する責任（※）があります。屋根や外壁が落下、崩れるなどして、他人がケガした場合、空き家の所有者や管理者は、損害賠償を請求される可能性があります。（※所有者が亡くなっている場合は、相続人全員に管理責任があります。）

【損害賠償額試算例】

（出典：公益財団法人日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算結果」）

家屋倒壊により、隣接家屋の全壊・死亡事故
（※夫婦、子供の計3人が死亡）が起こった場合

損害賠償額：約2億円

外壁材等の落下により、道路歩行者の死亡事故
（※11歳の男児が死亡）が起こった場合

損害賠償額：約6千万円



空き家の管理は代行サービスの利用を検討しましょう。

遠方に住んでいる、高齢などの理由により、所有者ご自身が空き家を管理することが難しい場合は、民間管理代行サービスの利用をご検討ください。

※ 公益社団法人野木町シルバー人材センターでは、下記業務を行っております。ぜひ一度ご相談ください。

連絡先 公益社団法人野木町シルバー人材センター（☎0280-56-2137）
業務内容 空き家等の見回り・除草、植木の剪定（樹高4m、幹の太さ20cm未満）等

売却や賃貸などの活用を検討しましょう。

ご自身で住む予定がない場合は、人に住んでもらうこともご検討ください。

また、空き家を解体して、家庭菜園、駐車場、貸地などに土地を活用する方法もございます。

※野木町空き家バンクに登録しませんか？ 登録は無料

空き家バンクとは、利用可能な空き家の登録情報を公開し、売買や賃貸借のマッチングを行うものです。空き家情報は町ホームページや全国版空き家バンクのサイトなどをご確認ください。

野木町内の空き家を「売りたい、貸したい」方はぜひご登録ください。

